

## 第19回入善町農業委員会議事録

平成28年2月8日午後1時30分から第19回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

17番 中島由起子

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第67号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。本日はいい天気になりました。本日は旧正月ということで、農業もこれから始まるころであります。

さて、春になりますと新しい農業委員会法が施行となり、しくみが変わることになるわけですが、転用許可が3,000㎡を超える案件については、県が説明するのではなく、町が説明することになります。

現制度での町での審議は、今月と3月だけとなります。また、今月23日には認定農業者との意見交換会が有りますし、24日に農作業標準料金及び農地標準賃借料の改定にかかる会議と続きますが、よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第19回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番塚田委員と5番長田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、浦山新〇〇、外15筆の計16筆で、すべて台帳地目、現況地目、ともに田、面積は合計1,197㎡です。

設定者は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、外8名で、被設定者は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんは、入善町浦山新に小水力発電施設を建設していますが、その施設の一部である水圧管を埋設するための申請です。昨年9月には下流側半分について申請がありましたが、残りの上流側半分の水圧管を当該農地に埋設するため、この度の申請となりました。

前回の申請と同様に、水圧管の埋設後は、地上部分は農地として従来通り耕作できますので、地下の一定部分に工作物を設置して利用する「区分地上権」設定の申請となっています。

3条許可要件ですが、当申請は、民法第269条の2に規定されている地上権に内容を同じくする「区分地上権」の設定によるものであるため、農地法第3条許可要件は求められません。

小水力発電施設の建設工事については、農地所有者及び耕作者からの同意が得られており、申請地及び周辺の農地の営農に支障を生ずるおそれがないと認められるため、問題ないと考えます。

農業委員による意見書の確認印は、市森委員にいただいております。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

市森委員

土地改良事業による小水力発電のための水道管理設にかかる区分地上権設定のための申請であり、埋設後は従来同様耕作を行えるということですので問題ありません。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第67号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第67号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町浦山新〇〇、浦山新〇〇の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は921㎡です。譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は小水力発電所取水施設敷地で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、入善町内の土地改良事業をおこなっており、団体営地域用水環境整備事業として、農業用水を利用した小水力発電所を設置することにより、農業水利施設の維持管理を行う土地改良区の負担軽減を図ることを考え、昨年8月に申請された部分に接続する取水部分として今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、小水力発電所取水施設敷地として利用する計画となっております。申請の敷地は921㎡で、小水力発電の事業運営に必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にあることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

農用地区域内にある農地の転用は原則許可できないとなっておりますが、転用目的が「小水力発電所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地の農地は、農用地区域内にありますが、土地改良施設に該当し、農用地区域内を含めておくべき施設と判断できるため、農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町浦山新〇〇、外15筆の計16筆で、すべて台帳地目、現況地目、

ともに田、面積は合計1,197㎡です。

譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、外8名で、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「小水力発電のための水道管理設工事」で、契約内容は賃借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、前の事案に接続する水道管を埋設する工事をするため、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地の面積は1,197㎡で、水圧管路として使用し、全長約1,020mの内、今回申請分の延長は460mと必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にあることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

農用地区域内にある農地の転用は原則許可できないとなっていますが、転用目的が「小水力発電のための水道管理設工事」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時転用」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地の農地は、転用目的が「小水力発電のための水道管理設工事」で、工事完了後には農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

市森委員

申請番号1番と2番ともに確認をしました。事務局の説明のとおりで、土地改良事業で整備されるものでありますので、問題がないと認められます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第67号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第68号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から

説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第68号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年2月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、更新3件の申請があります。

申請番号1番。小杉〇〇、地目は田、面積は1,367㎡、貸付人は入善町日吉〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,100円で期間は3年です。

申請番号2番。小杉〇〇、地目は田、面積は2,965㎡、貸付人は入善町日吉〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,100円で期間は3年です。

申請番号3番。春日〇〇、春日〇〇、地目はすべて田、合計面積は4,880㎡、貸付人は千葉県柏市〇〇丁目〇〇の〇〇さん、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。  
よろしく申し上げます。

#### 議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

#### 議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

#### 議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第68号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

#### 議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

松原委員

今年は農作業等標準料金一覧表の見直しの年であると思います。例年、改定後価格の報告を受けますが、積算根拠となる数値も示して欲しいものです。

市森委員

価格について、飯野と舟見とでは畦畔率が大きく異なるので、考慮して欲しいものです。

議長（鍋嶋 太郎）

実際の価格は、農地の出し手と受け手の話合いに基づいて決定するものです。現在は、農作業等標準料金表はあくまで参考となるものです。2月24日の会議で協議して、3月の農業委員会で決定となります。

その他、ご意見等はございませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

まず、2月23日、火曜日に、午後2時から、うるおい館にて、恒例の「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を開催しますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、来月3月9日に農業委員等研修会が、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。役場正面からマイクロバスで向かいたいと思いますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。研修内容については、農業委員会に課せられた役割等について研鑽を深めるとともに、「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を強力に展開するため、「農林水産分野におけるTPP対策について」の講義等がありますので、よろしくお願いいたします。

最後に、2月26日、金曜日の午後から、農業者年金関係の説明会を朝日町にて予定しております。みな穂管内合同で開催となります。後日、案内を送付いたしますのでご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第19回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、平成28年3月1日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時19分）